

3 部落差別（同和問題）の現在

1 今も残る差別

●世論調査の結果

2020(令和2)年に法務省が公表した「部落差別の実態に係る調査 一般国民に対する意識調査」で、部落差別の被害又は加害経験(親族・知人を含む。)があると答えた728人が経験した、その部落差別の内容については、「結婚や交際」と答えた人の割合が最も高く(58.0%)、続いて「悪口」(34.2%)、「就職や職場」(26.8%)、「旧同和地区名の公表」(21.3%)の順でした。

2 結婚に関する差別

●交際・結婚における差別意識

「部落差別の実態に係る調査 一般国民に対する意識調査」で、「あなたは、交際相手や結婚相手が、旧同和地区の出身者であるか否か気になりますか。」との質問に対し、「気になる」と答えた人の割合は15.8%でした。年齢

別では、30歳代以下では「気にならない」の割合が70%以上であるのに対し、60歳代以上ではその割合が40%から50%程度にとどまるなど、年代によって認識に相当の違いが見られました。

この調査結果から、現在も解消されていない結婚差別の実態をうかがい知ることができます。

●結婚差別に関する事例

結婚差別に関しては、様々な事例があります。例えば、交際の後、事実上の婚姻関係にあった男性と女性について、男性側の両親が女性の身元調査を行い、その結果に基づき、被差別部落出身者との結婚は認められないとして、冷たい態度を取り続け、最終的には男性も加わって女性に精神的な苦痛を与え、その結果、絶望した女性が自殺するに至ったケースで、被告3人に対して損害賠償の支払いを命じる判決が出されています(長野地方裁判所上田支部 昭和40年3月20日判決)。

また、2017(平成29)年に法務省の人権擁護機関が取り扱った部落差別等に関する人権侵犯事件のうち、8.7%が結婚・交際に関する差別でした。

3 就職に関する差別

●不公平な採用選考

1975(昭和50)年に、「部落地名総鑑」という図書を大手企業などが購入していたことが発覚し、その後も同様の図書が作られ販売されていました。この図書は、全国の同和地区や被差別部落とされる地名などが記載されていて、現住所や本籍などを照らし合わせると同和地区・被差別部落出身者かどうか分かるというものでした。

法務省では、こうした図書を発行、購入した事例を人権侵犯事件として調査・処理し、図書を回収・処分するとともに、購入した企業等に対して、今後このような差別を行わないように啓発しています。

これらの図書に掲載された情報は、企業での採否決定に利用されるなど就職差別につながるものでした。最近では、インターネット上に同様の内容のものが掲載されるという人権の重大な侵害事象も起きています。

●公正採用への取組

厚生労働省では、一定規模の企業に「公正採用選考人権啓発推進員」を置く制度を設け、公正な採用選考システムの確立を図っています。推進員は同和問題をはじめとする人権問題について研修などで学び、その内容を企業内に伝えていく役割を担います。

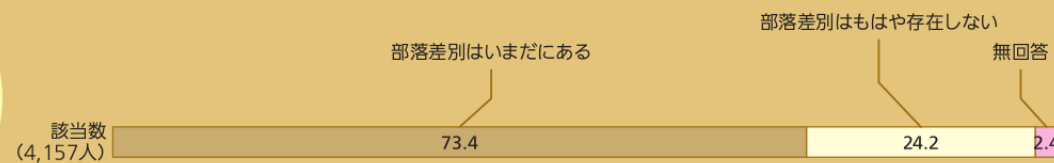
また、企業が応募者本人の適性・能力に関係のない事柄を記入させたり、面接で質問をしないために「公正な採用選考チェックポイント」を作成しています。

なお、高等学校卒業者の就職応募書類については、全国統一の応募用紙を用いるよう求めています。

●職場における差別意識

「部落差別の実態に係る調査 一般国民に対する意識調査」で、「あなたは、求人に対する応募者や職場の同僚が、旧同和地区の出身者であるか否か気になりますか。」との質問に対し、「気になる」と答えた人の割合は4.7%でした。少数とはいえ、いまだに差別意識が存在することが分かります。

部落差別の現状



出典：法務省「部落差別の実態に係る調査結果報告書 一般国民に対する意識調査」(令和元年調査)

公正な採用選考 チェックポイント

公正な採用選考を行うために、厚生労働省では、「採用選考自主点検資料」を作成・公表しています。点検表で公正採用選考の考え方の理解度を確認することができます。

自主点検資料は、下記のウェブサイトでご覧いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/www2/topics/topics/saiyo/saiyo.htm>

また、ハローワーク(公共職業安定所)では公正な採用のための啓発冊子を配布しています。

